

## 新規介護保険事業者の指定前の確認について（Q&A）

Q 1	介護保険の指定事業者になるために必要な要件とは	<p>①法人であること</p> <p>②申請時に、指定の時点には人員基準・設備基準を満たしていることが確実と見込まれること</p> <p>③運営基準に従って適正な事業運営ができること</p> <p>④居宅サービス事業の場合、介護保険法第70条第2項第4号から第11号の欠格条項に該当していないこと</p> <p>⑤居宅介護支援事業の場合、介護保険法第79条第2項第4号から第8号の欠格条項に該当していないこと</p> <p>⑥介護予防サービス事業の場合、介護保険法第115条の2第4号から第11号の欠格条項に該当していないこと</p>
Q 2	介護保険の指定事業者になるための手続きは	<p>①通所介護・地域密着型サービス・特定施設・短期入所等は事前協議が必要です。</p> <p>②指定申請予約申込</p> <p>③手数料納付</p> <p>④申請書類の受理</p> <p>⑤指定時研修受講</p> <p>⑥指定日より事業開始</p>
Q 3	法人の設立前だが指定申請予約申込はできるのか	申請者は法人である必要があるため、指定申請予約申込は法人でなければなりません。
Q 4	先に指定を受けておいて、体制が整ってから営業を開始することは可能か	申請時に人員基準・設備基準を満たして事業を実施できる体制を整えた状態で指定申請を行ってください。
Q 5	指定申請予約申込書はすべて記載が必要か	<p>すべての項目を記載してください。</p> <p>申請予約日は第3希望日まで決めて頂く必要があります、なお時間の指定はできませんのでご了承ください。</p> <p>事業所名称については仮称でも構いません。</p>
Q 6	審査事務手数料はいつ支払うのか	指定申請予約申込書の申請者宛に納入通知書を20日過ぎに送付します。申請日までに納付いただきますよう、お願いします。
Q 6	指定申請予約申込後に申請する事業種別が誤っていたことが判明した場合どうすればよいのか	申請者宛に送付している審査事務手数料については、納付せずに至急、本市担当者あてにご連絡ください。
Q 7	指定申請予約申込後に申請する事業種別が誤っていたことが判明し、審査事務手数料を納付した場合はどうすればよいのか	<p>至急、本市担当者あてにご連絡ください。</p> <p>内容によって、納付いただいた審査事務手数料の還付を行い、改めて納入通知書を送付いたします。その際は別途事務手続きが必要となりますのでご協力お願いいたします。</p>
Q 8	指定申請予約申込を行ったが、申請書提出前に予約を取りやめたい。どうすればよいのか	<p>指定申請予約の取り下げを行って頂く必要があります。</p> <p>至急、本市担当者に連絡してください。</p> <p>なお、審査事務手数料を既に納付している場合は還付を行います。その際は別途事務手続きが必要となりますのでご協力お願いいたします。</p>
Q 9	指定申請書の提出方法は	初回の申請時のみ来庁のみとなっています。ただし、申請書類の不備等により再度来庁頂く場合があります。

		なお、不足書類等については、申請期限必着で郵送等による送付での対応となります。
Q10	指定前に確認すべきことは	事業の基準はもちろん、指定申請における各種手続き（損害賠償保険・賃貸借契約の締結、労働保険への加入等）について確認が必要です。